

山 監 査 第 1 4 9 号

平成30年（2018年）12月17日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【建設部】

1 土木課

[指摘事項 収入事務について]

(道路占用料)

- ア 占用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- イ 免除対象占用物件ではないにもかかわらず免除としているものがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- ウ 占用期間が1月以上のものについて消費税が課されている。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- エ 接地棒については、占用料を徴しないとされているが、当該年度においては占用料を徴しているものがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- オ 道路占用許可において収入の原因の発生後、相当な期間が経過した後には調定されているものが多くある。適切な処理をされたい。

[措置状況]

- ア～ウ 指摘のありました占用料の再算定を行い、過誤納金については還付し、免除対象占用物件でないものについては追加請求しました。今後は関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めます。
- エ 接地棒については、占用料を徴しないため還付しました。今後は関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めます。
- オ 道路占用許可における収入については、許可日以降速やかに調定処理を行います。